

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ ペイオフ凍結の解除と贈与税

Q : この4月からペイオフが導入されますので、家族名義に切り替えて預金し直そうかと思っています。やはり、このような場合には贈与税が課税されるのでしょうか。

A : 課税されます。

【解説】

ペイオフは、銀行など預金を取り扱う金融機関が経営破綻した場合に、預金者一人あたり元本1千万円までとその利子が預金保険機構により保証される制度です。ペイオフ凍結の段階的解除で、今年4月から、まず定期預金が全額保護の対象から除外されることになります。

ところで、預金保険制度では、家族であってもその名義に従い別個の一預金者と扱われることになっているため、定期預金の一部を家族名義に切り替えて預金し直すといったこともあるようです。ただし、注意しなければならないのは、その預金口座が家族の名義を借りただけの借名口座であれば、他人名義預金として預金保険の対象にはならないことです。保護の対象となるには、名義人とされる家族が、現実に預金者本人であることが前提となります。

また、家族名義に切り替えて預金し直すとなると、110万円を超えれば当然、贈与税が課税されることになります。

課税サイドも、ペイオフを利用した預金の分散策には監視の眼を強めてくるでしょうから、4月以降は贈与税のトラブルが多発化することも予測されます。

